

## 『「Made in SHIGA」企業立地助成金』について

### 1. 背景

- ・円安、景気回復などにより国内投資へシフトしており、成長産業を中心に新規投資が見込まれる。
- ・一方で、企業のグローバル展開により、国内拠点の見直しや統廃合が進む中、県内の製造拠点は、古くからの量産工場が多数存在し設備更新の時期に来ている。
- ・雇用のミスマッチにより製造現場での労働者が不足している。
- ・県内の工業団地の残区画が少なくなっている。

### 2. 目的

本県の産業集積や大学の知の集積を生かして、今後の滋賀県経済を牽引する成長産業分野の企業の誘致を戦略的に行うとともに、既存の県内企業の定着や再投資を促進するため、企業立地助成金制度を創設する。

### 3. 制度の概要

#### (1)適用期間

平成27年度から30年度(4年間)

#### (2)助成金の種類

##### ①大型誘致・大型投資案件向け制度

新設50億円以上、増設30億円以上の投資に対し、投資額の5%以内、最高で10億円の助成金を交付

##### ②一般制度

新設10億円以上(中小企業2億円以上)、増設5億円以上(中小企業1億円以上)の投資に対し、投資額の5%以内、最高で1億円の助成金を交付

なお、重点地域、特定地域については、投資額の10%以内、最高で1.5億円の助成金を交付

#### (3)特色

##### ①対象分野と事業所形態

- ・対象分野を、環境・医療・自動車・航空宇宙・電子部品・先端素材・ロボット産業を成長産業に限定し助成する。
- ・事業所の形態を、本社、研究開発拠点、マザー工場といった、定着性が高く定住人口が多く見込まれる事業所を対象とする。
- ・一般制度では、市町が集積を目指す企業立地促進法の基本計画による産業分野も引き続き対象とする。

##### ②「働きやすさ」要件の付加

新卒者を含む地元求職者や障害者の雇用、ワークライフバランスの推進などの要件を新たに設定し、女性をはじめ誰もが働きやすい職場作りといった観点を加えることで、地元に貢献いただける企業の誘致を促進

##### ③重点地域、特定地域の優遇

直近の財政力指数が低い市町(長浜市、米原市、高島市、愛荘町、豊郷町、甲良町)を重点地域に、また、新幹線新駅計画跡地後継プラン実施地域を特定地域と定め、助成限度額や助成率を優遇

#### 4. 旧助成金制度との違い

- ・助成対象分野、事業所形態の絞り込み
- ・基本の助成率を10%から5%に引き下げ、助成総額を抑制
- ・一方で、重点地域および特定地域は、助成率を10%とすることで、これらの地域の企業立地をより促進する。

#### 【参 考】 「滋賀でモノづくり企業応援助成金」(H24~26) の概要

##### (1) 目的

平成20年9月のリーマンショック以降、震災、円高、電力不足等により、製造業をはじめとして県内の企業を取り巻く環境は一段と厳しくなったため、県内でモノづくり等を行おうとする企業の立地や定着を支援するため創設された助成金制度

##### (2) 対象

製造業の海外志向が強まる中で、今後も国内立地が見込まれる高付加価値型企業や食品等の内需型企業を対象

##### (3) 実績

助成金適用による新規立地、増設の設備投資 28件

内訳：内需型11件、環境6件、医療・健康5件、その他（企業立地促進法）6件  
（大企業12社、中小企業16社）

主な立地企業：堀場製作所（大津市）、ニプロ（草津市）、比叡ゆば本舗ゆば八（守山市）、ルピシア（甲賀市）、サカティンクス（米原市）、味泉（長浜市）など

『「Made in SHIGA」企業立地助成金』の概要

		大型誘致・大型投資案件向け制度		一般制度		
制度概要	制度目的	<b>■成長産業の本社、マザー工場、研究開発拠点の立地の促進</b> →雇用や税収で滋賀県経済の核となる成長産業の大型新規誘致および大型投資促進		<b>■成長産業の県内投資の促進</b> <b>■将来も立地が見込める「本社、マザー工場、研究開発拠点」の立地の促進</b> <b>■革新的中小企業の設備投資の促進</b>		
	立地分類	新設	増設	新設	増設	
	対象期間	平成27年度～平成30年度（4年間）		平成27年度～平成30年度（4年間）		
	対象区域	県内全域		県内全域		
対象分野	環境・医療・自動車・航空宇宙・電子部品・先端素材・ロボット産業であり、 本社、マザー工場機能や研究開発機能の拠点		条件Aかつ条件Bを満たすこと 【条件A：事業内容が①または②に該当】 ①環境・医療・自動車・航空宇宙・電子部品・先端素材・ロボット産業 ②企業立地促進法による基本計画において指定集積業種に該当するもの （製造業に限る。ただし、⑤の特定地域については製造業、物流業、倉庫業に限る。） 【条件B：③または④または⑤に該当】 ③県外から本社を移転する場合、または、マザー工場、研究開発に関する機能を有する場合 ④海外もしくは県外に有する工場を県内に統合する場合 ⑤重点地域、または特定地域に立地する場合 ※重点地域・・・直近の財政力指数が0.67未満の市町に立地する場合 ※特定地域・・・新幹線新駅計画跡地後継プランの実施地域に立地する場合			
助成要件	投資規模要件 (土地取得費を除く)	50億円以上	30億円以上	大企業：10億円以上 中小企業：2億円以上 ※⑤の特定地域は5千万円以上	大企業：5億円以上 中小企業：1億円以上 ※⑤の特定地域は5千万円以上	
	雇用要件	・地元常用雇用増加数 20人以上（うち新卒者5人以上） ・障害者雇用率制度に基づく雇用義務（障害者雇用率2%以上）の達成（従業員50名以上が対象）		・地元常用雇用増加数 大企業：10人以上 中小企業：2人以上 （うち新卒者 大企業：3名以上 中小企業：1名以上）		
	働きやすさ要件	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」に登録 ・「(仮称)女性活躍推進企業認証制度」の認証を受けること		同左		
	その他要件	・「滋賀の三方よし若者未来塾事業」のサポーター企業に登録 ・滋賀県の魅力ある企業の情報サイト「WORKしが」に登録 ・事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置 ・「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」による、事業者行動計画書制度に基づく取組の実施 ・滋賀県との立地協定の締結 ・助成対象となる投資計画について、国、独立行政法人の同種の補助金分については、補助対象経費から除く ・操業開始から10年以上操業継続。（違反の場合は助成金の全部または一部の返還を命ずることがある。）		同左		
		—		延床面積500㎡以上の建物を新設するもの	—	
		—		—	延床面積500㎡以上の建物を新設するもの (本社、生産施設または研究施設に限る。)	
		助成率	投下固定資産額の5%以内		投下固定資産額の5%以内（⑤に該当する場合は10%以内）	
助成限度額		10億円		1億円（⑤に該当する場合は1億5千万円）		
交付方法	1年度につき1億円を上限に分割交付		1年度につき4千万円を上限に分割交付			

